

新旧対照表

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

新	旧												
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（条例別表第3の規則で定める情報）</p> <p>第4条 条例別表第3の1の項から4の項までに規定する規則で定める情報は、別表第4の左欄に掲げる情報ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（条例別表第3の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第5条 条例別表第3の5の項事務の欄に規定する規則で定める事務は別表第5の左欄に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄に規定する規則で定める情報は同表の中欄に掲げる情報ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（条例別表第3の規則で定める情報）</p> <p>第4条 条例別表第3の規則で定める情報は、別表第4の左欄に掲げる情報ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（新規）</p>												
<p>別表第1（第1条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1・2（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>3 条例別表第1の3の項に掲げる事務</td> <td>1～6（略） 7 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る保護に要する費用の返還に関する事務 8（略）</td> </tr> <tr> <td>4（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	1・2（略）	（略）	3 条例別表第1の3の項に掲げる事務	1～6（略） 7 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る保護に要する費用の返還に関する事務 8（略）	4（略）	（略）	<p>別表第1（第1条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1・2（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>3 条例別表第1の3の項に掲げる事務</td> <td>1～6（略） 7 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 8（略）</td> </tr> <tr> <td>4（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	1・2（略）	（略）	3 条例別表第1の3の項に掲げる事務	1～6（略） 7 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 8（略）	4（略）	（略）
1・2（略）	（略）												
3 条例別表第1の3の項に掲げる事務	1～6（略） 7 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る保護に要する費用の返還に関する事務 8（略）												
4（略）	（略）												
1・2（略）	（略）												
3 条例別表第1の3の項に掲げる事務	1～6（略） 7 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 8（略）												
4（略）	（略）												
<p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1（略）</td> <td>1～6（略） 7 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る保護に要する費用の返還に関する情報 8（略）</td> </tr> </table>	1（略）	1～6（略） 7 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る保護に要する費用の返還に関する情報 8（略）	<p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1（略）</td> <td>1～6（略） 7 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する情報 8（略）</td> </tr> </table>	1（略）	1～6（略） 7 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する情報 8（略）								
1（略）	1～6（略） 7 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る保護に要する費用の返還に関する情報 8（略）												
1（略）	1～6（略） 7 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する情報 8（略）												

新		旧	
2～19 (略)	(略)	2～19 (略)	(略)
別表第3 (第3条関係)		別表第3 (第3条関係)	
生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査、同法第25条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う保護の変更、同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止、同法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還又は同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収に関する事務	(略)	生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査、同法第25条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う保護の変更、同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止  又は同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収に関する事務	(略)
別表第4 (第4条関係)		別表第4 (第4条関係)	
1・2 (略)	(略)	1・2 (略)	(略)



新		旧
	条例別表第3の5の項 特定個人情報の欄2に 掲げる情報	特別支援学校等への幼児、 児童又は生徒の就学による 保護者等又は当該保護者等 と同一の世帯に属する者に 係る生活困窮外国人の保護 実施関係情報